

U-POWER

電気料金種別定義書

【低圧法人プラン】

2025年11月1日実施
株式会社U-POWER

I	総則	4
1	適用	4
2	定義	4
II	契約種別	4
1	契約種別	4
2	電灯プラン	4
	(1) 最低料金契約	4
	イ 適用条件	4
	ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	5
	ハ 最大需要容量	5
	ニ 料金	5
	(2) アンペア契約	5
	イ 適用条件	5
	ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	5
	ハ 契約電流	6
	ニ 料金	6
	(3) キロボルトアンペア契約	6
	イ 適用条件	6
	ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	6
	ハ 契約容量	7
	ニ 料金	7
	(4) キロワット契約	7
	イ 適用条件	7
	ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	7
	ハ 契約電力	8
	ニ 料金	8
3	動力プラン	8
	(1) キロワット契約	8
	イ 適用条件	8
	ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	8
	ハ 契約電力	9
	ニ 料金	9
III	最低利用期間	9
IV	解約違約金	9
V	本定義書の変更および廃止	10
	附則	10
	別紙1 最低料金単価、基本料金単価および電力量料金単価	11
	1 電灯プラン	11
	2 動力プラン	13
	別紙2 市場調整額	16
	(1) 市場調整額の算定	16
	(2) 基準市場価格および市場係数	16
	別紙3 非化石証書費	18

(1) プラン別の非化石証書購入量	18
(2) プラン別非化石証書費	18
(3) 非化石証書費の改定	18
別紙4 その他調整額	19
(1) その他調整額の算定	19
(2) その他調整額単価	19
(3) 調整金の請求または還元	19
(4) 調整金の算定	20
(5) 調整金単価	20
(6) 調整金の請求または還元の方法	20
(7) 電気需給契約が終了した場合における調整金の取扱い	20

I 総則

1 適用

- (1) U-POWER電気料金種別定義書【低圧法人プラン】（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます。）の「U-POWER電気需給約款（低圧）」（以下「電気需給約款」といいます。）に基づき、お客さまへ電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 本定義書が適用される地域は、電気需給約款に準じます。
- (3) 本定義書に定める基本料金、最低料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額は、消費税相当額を含みます。

2 定義

本定義書に特段の定めのない用語の定義は、電気需給約款に定めるところによります。

II 契約種別

1 契約種別

- (1) 契約種別は、次のとおりとします。

電灯プラン	最低料金契約
	アンペア契約
	キロボルトアンペア契約
	キロワット契約
動力プラン	キロワット契約

- (2) 本定義書に定める契約種別は、法人のお客さままたは個人事業主のお客さまが専ら事業のために利用する場合に限り利用することができます。

2 電灯プラン

- (1) 最低料金契約

イ 適用条件

別紙1 表1-1に定める管轄エリアにおける、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

- (イ) 最大需要容量（同時に使用する電気の最大容量をいいます。以下同じとします。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、この最低料金契約の最大需要容量の換算値（1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める最低料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

- (イ) 算定期間ごとの最低料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-1 に定める最低料金の単価欄に定める金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-1 に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。なお、算定期間の使用電力量が同表の電力量料金の区分欄に定める量に満たない場合には、その算定期間では電力量料金は生じません。
- (ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 2 に従い計算した金額とします。
- (ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 4 に従い計算した金額とします。

(2) アンペア契約

イ 適用条件

別紙 1 表 1-2 に定める管轄エリア（関西、中国および四国を除きます。）における、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このアンペア契約の契約電流の換算値（10アンペアを1キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する

一般送配電事業者が定める標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電流に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとします。また前小売電気事業者が契約電流または契約容量を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1表1-2に定める基本料金単価に契約電流を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1表1-2に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙2に従い計算した金額とします。
- (ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙3に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙4に従い計算した金額とします。

(3) キロボルトアンペア契約

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロボルトアンペア契約の契約容量の換算値（1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給

電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、契約容量は、6 キロボルトアンペアから49キロボルトアンペアまでの範囲における整数の値とします。また前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1－2 に定める基本料金単価に契約容量を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1－2 に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 2 に従い計算した金額とします。
- (ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 3 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙 4 に従い計算した金額とします。

(4) キロワット契約

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

- (イ) お客さまが利用する設備の契約決定方法が実量契約であること。
- (ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロワット契約の契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

各月の契約電力は、その1月の補正後最大需要電力と前11月（特別の事情があるときは、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の補正後最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、1キロワット未満の端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットとし、算定された値が50キロワット以上となる場合は、契約電力を49キロワットとします。

各月における補正後最大需要電力の算定方法は、次のとおりとします。

【算定式】 補正後最大需要電力 = 最大需要電力 × 1.5

ニ 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1 表1－2に定める基本料金単価に、その算定期間の契約電力を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1 表1－2に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙2に従い計算した金額とします。
- (ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙3に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙4に従い計算した金額とします。

3 動力プラン

(1) キロワット契約

イ 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において、電灯または小型機器を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力（契約電流の場合には10アンペアを、契約容量の場合には1 キロボルトアンペアを、1 キロワットとみなします。）とこの契約電力の合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場

合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

- (イ) お客さまが利用する設備の契約決定方法が主開閉器契約または負荷設備契約である場合には、契約電力は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (ロ) お客さまが利用する設備の契約決定方法が実量契約である場合には、各月の契約電力は、その1月の補正後最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合には、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の補正後最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、1キロワット未満の端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットとし、算定された値が50キロワット以上となる場合は、契約電力を49キロワットとします。

ニ 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金、市場調整額、非化石証書費およびその他調整額の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とします。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1 表2に定める基本料金単価に、その算定期間の契約電力を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1 表2に定める電力量料金単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ハ) 算定期間ごとの市場調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙2に従い計算した金額とします。
- (ニ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙3に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ホ) 算定期間ごとのその他調整額は、その算定期間の使用電力量を用いて別紙4に従い計算した金額とします。

III 最低利用期間

最低利用期間は、料金適用開始の日から起算して3年間とします。

IV 解約違約金

- (1) お客さまが電気需給約款第37条（お客さまからの電気需給契約の廃止）に基づき電気需給契約を廃止した場合には、当社は、解約違約金として金9,800円（非課税）を申し受けます。ただし、次に掲げる月のいずれかに廃止する場合を除きます。

イ 電気需給契約の有効期間の満了日の属する月

ロ 電気需給契約の有効期間の更新日の属する月の翌月

- (2) お客さまが電気需給約款第38条（当社からの解約等）に基づき電気需給契約を解約された場合には、当社は、解約違約金として金9,800円（非課税）を申し受けます。
- (3) 電気需給約款第37条（お客さまからの電気需給契約の廃止）に基づく電気需給契約の廃止または電気需給約款第38条（当社からの解約等）に基づく解約により当社に生じた損害が解約違約金を超える場合には、当社はお客さまに対しその差額を請求することができます。

V 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款第4条（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合には、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ウェブサイトに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合には、電気需給約款第4条（本約款等の変更）第2項に準じます。

附則

本定義書は、2025年11月1日より実施します。

別紙 1 最低料金単価、基本料金単価および電力量料金単価

1 電灯プラン

表 1－1（最低料金契約）

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価（円）
関西	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	481.46
	電力量料金	15kWhを超え120kWhまでの1kWhにつき	20.02
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	25.61
		300kWhを超える1kWhにつき	28.59
中国	最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	759.68
	電力量料金	15kWhを超え120kWhまでの1kWhにつき	32.75
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	39.43
		300kWhを超える1kWhにつき	41.55
四国	最低料金	1契約につき最初の11kWhまで	642.07
	電力量料金	11kWhを超え120kWhまでの1kWhにつき	30.65
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	37.27
		300kWhを超える1kWhにつき	40.78
備考 ・単価は税込金額です。			

表 1－2（アンペア契約、キロボルトアンペア契約、キロワット契約）

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価（円）
北海道	基本料金※	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	381.29

	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	33. 19
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	39. 48
		300kWhを超える1kWhにつき	43. 20
東北	基本料金※	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	336. 87
	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	29. 62
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	36. 37
		300kWhを超える1kWhにつき	40. 32
東京	基本料金※	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	281. 55
	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	29. 80
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	36. 40
		300kWhを超える1kWhにつき	40. 49
中部	基本料金※	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	290. 21
	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	21. 20
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	25. 67
		300kWhを超える1kWhにつき	28. 62
北陸	基本料金※	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	278. 30
	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	27. 58
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	31. 47
		300kWhを超える1kWhにつき	33. 18
関西	基本料金	1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	404. 73
	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	17. 81

		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	21. 02
		300kWhを超える1kWhにつき	23. 52
中国	基本料金	1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	391. 20
	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	30. 06
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	36. 15
		300kWhを超える1kWhにつき	38. 02
四国	基本料金	1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	364. 10
	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	27. 25
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	32. 78
		300kWhを超える1kWhにつき	35. 70
九州	基本料金※	10アンペア、1キロボルトアンペア、 1キロワットにつき	286. 54
	電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	18. 37
		120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	23. 97
		300kWhを超える1kWhにつき	26. 97
備考 ・単価は税込金額です。			

2 動力プラン

表2（キロワット契約）

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価（円）
北海道	基本料金	1キロワットにつき	1, 288. 45
	従量料金	夏季の1kWhにつき	26. 46

		その他季の1kWhにつき	26.46
東北	基本料金	1キロワットにつき	1,197.90
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	27.09
		その他季の1kWhにつき	25.64
東京	基本料金	1キロワットにつき	1,064.71
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	27.14
		その他季の1kWhにつき	25.57
中部	基本料金	1キロワットにつき	1,110.66
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	16.84
		その他季の1kWhにつき	15.29
北陸	基本料金	1キロワットにつき	1,133.22
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	21.85
		その他季の1kWhにつき	20.79
関西	基本料金	1キロワットにつき	1,043.97
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	14.35
		その他季の1kWhにつき	12.86
中国	基本料金	1キロワットにつき	1,083.57
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	26.80
		その他季の1kWhにつき	25.51
四国	基本料金	1キロワットにつき	1,107.48
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	25.97
		その他季の1kWhにつき	24.53

九州	基本料金	1キロワットにつき	942. 27
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	17. 40
		その他季の1kWhにつき	15. 71
備考 ・ 単価は税込金額です。			

別紙２ 市場調整額

各契約種別における料金につき、平均市場価格に応じて、以下に定める市場調整額の還元または追加請求を行うものとします。なお、当社は算定された調達調整費を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。

（１）市場調整額の算定

市場調整額は、次の計算式によって算定された金額とします。なお、市場調整額単価の単位は１銭とし、１銭未満の端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

※前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間の市場調整額の計算には、前月の平均市場価格が適用されるものとします。

$$\begin{aligned}\text{市場調整額単価} &= (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{市場係数} \\ \text{市場調整額} &= \text{市場調整額単価} \times \text{使用電力量 (kWh)}\end{aligned}$$

（２）基準市場価格および市場係数

基準市場価格および市場係数は次表のとおりとします。なお、基準市場価格は税込金額です。

イ 最低料金契約

管轄エリア	基準市場価格（円）	市場係数
関西	7.15	1.08
中国	15.95	1.08
四国	12.98	1.08

ロ アンペア契約、キロボルトアンペア契約、キロワット契約

管轄エリア	基準市場価格（円）	市場係数
北海道	17.60	1.08
東北	19.58	1.09
東京	19.03	1.07
中部	11.00	1.07
北陸	14.85	1.08
関西	9.90	1.08
中国	17.60	1.08
四国	15.40	1.08
九州	9.90	1.09

(3) 基準市場価格、市場係数の改定

当社は、毎年4月1日および10月1日時点において、基準市場価格および市場係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。

別紙3 非化石証書費

(1) プラン別の非化石証書購入量

プラン	非化石証書の購入量
GREEN10	お客さまの使用電力量の10%の非化石証書を購入することで、実質再エネ10%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN50	お客さまの使用電力量の50%の非化石証書を購入することで、実質再エネ50%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN100	お客さまの使用電力量の100%の非化石証書を購入することで、実質再エネ100%の電気とすることを実現するプラン※

※非化石証書は市場取引（日本卸電力取引所が管理する非化石価値取引市場での取引）によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

(2) プラン別非化石証書費

プラン	料金	
	区分	単価(税込)
GREEN10	使用電力量1kWhにつき	0.14円
GREEN50		0.72円
GREEN100		1.43円

(3) 非化石証書費の改定

当社は、非化石証書の市場取引価格が改定された場合には、毎年4月1日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合には、その内容を改定することができます。

別紙 4 その他調整額

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年4月の検針日または計量日（以下「検針日等」といいます。）以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、その他調整額としてお客さまにご請求いたします。

（1）その他調整額の算定

その他調整額は、次の計算式により算定される金額とします。なお、その他調整額単価の単位は1銭とし、1銭未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{その他調整額} = \text{その他調整額単価} \times \text{使用電力量 (kWh)}$$

（2）その他調整額単価

管轄エリア	料金	
	区分	単価（税込）
北海道	使用電力量1kWhにつき	3.9円
東北	使用電力量1kWhにつき	1.0円
東京	使用電力量1kWhにつき	1.0円
中部	使用電力量1kWhにつき	1.0円
北陸	使用電力量1kWhにつき	4.1円
関西	使用電力量1kWhにつき	1.0円
中国	使用電力量1kWhにつき	1.0円
四国	使用電力量1kWhにつき	0.8円
九州	使用電力量1kWhにつき	1.0円

※1：当社は、毎月、その他調整額単価の見直しを行います。

※2：その他調整額単価を変更する場合に限り、当社は、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間のその他調整額の計算に適用するその他調整額単価を、あらかじめ電子メールの送信または当社所定のWEBサイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせします。

（3）調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただいたその他調整額の総額と、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額とに差額が生じた場合には、その事由に応じて、次の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その他調整額の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、電力広域的運営推進機関が当社に対して容量拠出金請求額を通知した日の属する月をN月として、N+2月の検針日等からN+3月の検針日等の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給した供給地点の料金を対象に行います。

イ シェア率変動調整金

容量拠出金仮請求額に基づくその他調整額と容量拠出金請求額の月次精算に伴う調整金をいいます。

ロ 年間再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

(4) 調整金の算定

各調整金は、次の計算式により算定される金額とします。なお、調整金の単位は1銭とし、1銭未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整金} = \text{調整金単価} \times \text{使用電力量 (kWh)}$$

(5) 調整金単価

各調整金単価は、当社が受領したその他調整の総額から、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額を差し引いて得た金額を基に算定します。各調整金単価は、各調整金適用期間の開始日前に、電子メールの送信または当社所定のWEBサイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせします。

(6) 調整金の請求または還元の方法

調整金がプラスの金額になる場合には、調整金の請求をし、調整金がマイナスの金額になる場合には、調整金の還元を行うものとし、調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金に加算または相殺することで行うものとします。ただし、当社は、あらかじめお客さまに通知することにより、調整金の全部または一部の請求または還元を、分割して行うことができるものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合には、当該超過分を次月の電気料金と相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(7) 電気需給契約が終了した場合における調整金の取扱い

当社が調整金の請求または還元を分割して行った場合において、電気需給契約の終了日に未請求または未還元の調整金（以下「未履行調整金額」といいます。）が生じるときは、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して未履行調整金額の請求または還元することができるものとします。なお、還元する未履行調整金額の額が最終の料金の額を上回る場合には、当社が適切と判断する方法により還元することができるものとします。